

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	
法令名	生活保護法	根拠条項	30-1	
許認可等	日常生活支援住居施設の認定			
(根拠規定)				
生活保護法第30条				
第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。				
2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。				
3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合において、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。				
(許認可等の基準)				
日常生活支援住居施設の認定にあたっては、次の基準により行う。				
<ul style="list-style-type: none">日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 (令和2年3月27日厚生労働省令第44号)日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて(令和2年4月3日付け社援保発0403第1号)				
(その他)				